

## 雇用関係助成金に関する留意事項

### 【雇用関係助成金を受給できない事業主（事業主団体を含む）】

- 不正受給（※1）による不支給決定または支給決定の取消を受け、当該不支給決定日または支給決定取消日から5年（平成31年3月31日以前の支給申請は3年）を経過していない事業主
  - ※1 不正受給とは、代表者のほか、役員、従業員または事業主の代理人等、支給申請・書類作成に関わった者が偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金を受け、または受けようとするをいいます。このため、従業員や社会保険労務士が不正行為を行った場合であっても不正受給に該当します。
- 他の事業主の役員等として不正受給に関与した役員等（不支給決定日または支給決定取消日から5年を経過していない者）がいる事業主
- 支給申請した年度の前年度より前のいずれかの年度の労働保険料を納入していない事業主
- 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- 事業主または役員等が暴力団と関係を有している事業主
- 事業主または役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったまたは行う恐れがある団体に属している事業主
- 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
- 労働局長が審査に必要な事項についての確認を行う際に協力すること、助成金の不正受給を行った場合に、労働局が事業主名等を公表すること、不正受給を行った場合に労働局から請求される金額（※2）を返還することについて、承諾していない事業主
  - ※2 労働局から請求される金額とは、①不正受給額の全額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3%の割合で算定した延滞金、③不正受給額の20%に相当する額の合計額です。
- 「役員等一覧」を提出していない事業主
- 厚生労働省が定める助成金の支給要領に従うことを承諾していない事業主
- 支給申請書等に事実と異なる記載または証明を行った事業主

上記のいずれかに該当する場合は、全ての雇用関係助成金を受給できません。また、このほかに各助成金の個別の要件を満たさない場合も受給できません。